

農山漁村振興交付金（山村活性化対策） 実施要領

制定
29農振第2261号
平成30年3月28日
農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2671号

第1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1の（2）のウの山村活性化対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

山村活性化対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う当該事業に対する交付金（以下「山村活性化支援交付金」という。）を交付する。

なお、具体的な事業内容、交付金の交付を受けるための選定要件等は、別表に定めるものとする。

1 山村活性化対策事業

- （1）地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
- （2）地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
- （3）地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組

2 商談会開催事業

- （1）山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営
- （2）商談会開催後のフォローアップ等

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

1 山村活性化対策事業

振興山村を有する市町村、地域協議会

なお、事業実施主体が地域協議会の場合には、各構成員が同意した次に掲げる事項を定めた規約等を定めた団体であり、構成員に市町村を含むこと。

- （1）目的
- （2）構成員、事務局（事務局は事業の実施対象である振興山村内又は振興山村を所轄する市町村の地域内に設置する。なお、事務局の経理事務は振興山村を所

轄する市町村が監督する。）、代表者及び代表権の範囲

- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計監査及び事務監査の方法
- (7) (1) から (6) までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 商談会開催事業

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

第4 事業実施期間

実施要綱第2の3に掲げる各事業の実施期間は、原則として、次の期間を上限とする。

- 1 第2の1の事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。
- 2 第2の2の事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。

第5 事業の公募

第2の2の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び候補の選定を行うものとする。

第6 事業の実施手続等

1 山村活性化対策事業の実施手続

- (1) 第2の1の事業を実施するに当たっては、市町村が山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定による山村振興計画を策定するものとし、当該山村振興計画を農山漁村振興推進計画とみなす。
- (2) 事業実施主体は、事業の開始年度において、事業の内容を取りまとめの上、実施要綱第4に定める事業実施計画を別紙様式第2号により策定し、地方農政局長等（事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、それ以外の都府県に所在する場合にあっては地方農政局長をいう。以下同じ）に別紙様式第1号により提出するものとする。
- (3) 事業実施主体が地域協議会の場合には、事業実施計画に第3の1に定めた規約等を確認できる資料を添付するものとする。
- (4) 事業実施計画策定の留意事項
事業実施計画には、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（販売額、雇用等に係る事業目標）を設けるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(2)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、事業の採択を決定し、別紙様式第3号により、事業実施主体に事業採択通知を交付す

るものとする。

- (6) 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度以降において、毎年度、年度別事業実施計画を別紙様式第2号により策定し、別紙様式第4号により地方農政局長等に提出するものとする。
- (7) 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、（5）により採択した事業実施計画並びに（6）により提出された年度別事業実施計画について、別紙様式第5号により、これを農村振興局長に報告するものとする。
- (8) 3に定める事業実施計画の重要な変更については、（2）及び（6）に準じて変更を行うものとする。

2 商談会開催事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、第5の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、実施要綱第3の農山漁村振興推進計画及び実施要綱第4の事業実施計画を別紙様式第6号及び第7号により策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。
- (2) 農山漁村振興推進計画策定の留意事項
農山漁村振興推進計画には、事業実施計画の期間内における事業の実施によって、実現しようとする目標を設けるものとする。
- (3) 農村振興局長は、（1）により提出された農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- (4) 次項に定める農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更については、（3）に準じて承認を行うものとする。

3 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

1の（8）及び2の（4）の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の事業費の3割を超える増減
- (2) 事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

4 交付金交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別紙様式9号により、地方農政局長等に提出するものとする。

第7 助成

実施要綱第5の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに研修手当とする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の

適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第8 実施基準等

第2の1の事業を実施しようとする場合にあっては、以下の基準に適合するものであること。

- (1) 自立的・継続的な取組であって、山村振興に資するものと見込まれること。
- (2) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (3) 事業実施計画における事業目標が適正に設定されていること。
- (4) 事業実施主体が地域協議会の場合にあっては、代表者、会計処理、意思決定方法等についての定めがある規約類が整備されていること。

第9 事業の評価

1 山村活性化対策事業

- (1) 事業実施主体は、目標年度（事業完了年度）までの毎年度、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、地方農政局長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- (2) 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- (3) (1)による事業の評価の報告は、別紙様式第10号及び第11号により、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行うものとする。
- (4) (1)により報告を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果を別紙様式第12号により、速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- (5) (1)により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。
- (6) (5)の低調とは、事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、取組内容の達成率が概ね50%未満となった場合とする。

第10 完了報告

事業実施主体は、第6の1（5）により採択又は第6の2（3）により承認した事業実施計画に基づく全ての事業が完了したときは、別紙様式第13号により、すべての事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等（第2の2の事業にあっては、農村振興局長）に報告するものとする。

第11 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第12 収益納付

- 1 実施要綱第7の収益の納付については、その対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の5年度の期間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額とする。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 山村活性化対策事業	<p>(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査</p> <p>ア その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等</p> <p>イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査</p> <p>(2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成</p> <p>ア 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等</p> <p>イ 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等</p>	事業の実施対象が振興山村であって、山村振興法に基づき山村振興計画が作成され、山村振興に取り組んでいる地区であること。	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり1,000万円を上限とする。</p>

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 山村活性化対策事業	<p>(3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組</p> <p>ア 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等</p> <p>イ その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICTやパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等</p>		

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
2 商談会開催事業	<p>(1) 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営</p> <p>ア 山村の地域資源を活用した商品を求めるバイヤー等の募集、事前説明の実施</p> <p>イ 山村地域からの参加者の募集、商談に参加するに当たっての準備事項及び注意事項の周知</p> <p>ウ インターネット上で山村の地域資源を活用した商品の展示に加え、バイヤー等への商品サンプルの提供等も行うマッチングサイトの開設</p> <p>エ 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会等の開催</p> <p>オ 商談会の会場設営及び運営</p> <p>カ 商談スキルの向上や事業を効果的に進めることに資するセミナー等の開催による支援</p> <p>(2) 商談会開催後のフォローアップ等</p> <p>ア 商談会に参加した山村地域の参加者及びバイヤー等からの問い合わせ等の対応、各参加者の商談状況の把握、各参加者へのアンケート調査の実施、成約に至らない課題の解決に向けた支援、報告書の作成</p>	<p>(1) 最大限の成約が望める最適な商談相手の組み合わせ（マッチング）となるよう、山村の地域資源を活用した商品等の商談に意欲のあるバイヤー等を募集する取組であること。</p> <p>(2) 商品情報を効果的に説明するための準備方法や商談に係るリスク及び当該リスクへの対応方法等の周知を含む、商談経験の浅い山村地域の参加者に配慮した取組であること。</p> <p>(3) 商談を効果的に実施するために最適な開催回数、開催期日、場所等を調整のうえ開催する取組であること。</p> <p>(4) インターネット上の商談を効果的に実施するためのシステムを構築するものとし、サイト利用者へのサポートも含んだ取組であること。</p>	<p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

別紙様式第1号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

市町村長又は地域協議会代表者名 印

令和〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画に係る事業採択(変更)申請について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第6の1の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

事業計画開始年度	年度
目標年度	年度

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)
山村活性化対策事業実施計画

事業実施主体名

所在地(都道府県・市町村)

振興山村名

指定番号

山村振興計画書

作成年度

作成した自治体

1. 事業実施主体等

事業実施主体名 (市町村または地域協議会) (注1)		対象地域の都道府県・市町村 (注2)			
振興山村名 (注3)		指定番号			
山村振興計画名 (注4)		作成した自治体			
		作成年度(和暦)			
事業実施主体の代表者氏名		事業実施主体の所在地及び連絡先			
事務局 (注5) (注6)		事務局所在地及び連絡先			
主な活動組織等 (注7)	法人形態等 (注8)	主な役割・活動 (注10)	所在地 (市区町村)	設立年 (注9)	構成員数 (従業員数) (注9)

注1 事業実施主体及び対象地域の都道府県・市町村は、ふりがなをつけてください。

注2 対象地域の市町村は、現在の市町村名を記載してください。

注3 山村振興法に基づいて指定された振興山村について、旧市町村名及び振興山村の指定番号を記載してください。

注4 山村振興法に基づいて策定された山村振興計画を作成した自治体名及び作成年度(和暦)を記載してください。

注5 事業実施主体が市町村の場合は、担当課名を記載してください。

注6 事業実施主体が地域協議会の場合は、事務局を務める団体等の名称及び担当者(責任者)を記載してください。
(なお、市町村の担当課が事務局を務めることが望ましく、その場合は名称及び課長名を記載してください。)
また、地域協議会の規約等を添付してください。

注7 主な活動組織等には、地域協議会の構成員や、事業の実施に当たって連携する主体等を記載してください。

注8 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。構成員数は、本交付金に関係する人数のみを記載してください。

注9 構成員や連携する主体等が個人や行政機関の場合は、設立年、構成員数(従業員数)を記入する必要はありません。

注10 各取組の責任者、会計・経理担当者であれば、その旨を記載してください。また、実施体制図を添付してください。

2. 事業実施地区の現状・課題等

<p>(1) 事業実施地区の現状・課題</p>	<p>・山村振興計画における地域の概況、現状と課題、振興の基本方針等を踏まえて、事業実施地区の概況、事業の必要性を記載してください。</p>
<p>(2) 事業対象とする地域資源の活用に関する現状と課題</p>	<p>1. 本事業で活用を図ろうとする主な地域資源の現状について</p> <p>・事業で対象とする地域資源の概況（農林水産物であれば、生産量、販売量等直近の具体的な数値）を記載してください。</p> <p>2. これらの地域資源を活用した所得・雇用の増大に向けた課題</p> <p>・地域資源の生産・加工に不足するノウハウ等や地域資源の商品化に必要な事項等について記載してください。</p> <p>・地域資源の活用にあたって、人材や施設等の課題について記載してください。</p> <p>また、これらを解消するための地域資源の権利等の調整や利用形態の再編等について記載してください。</p> <p>3. 地域資源の活用に対するこれまでの取組状況</p> <p>・本事業による取組の基礎となるような取組や関連する取組があれば記載してください。</p> <p>また、取組に参加する活動組織の関連する特徴的な取組があれば記載してください。</p>
<p>(3) その他特記事項</p>	<p>・上記の項目以外で、特色があり付加価値の高い取組を実現するための要素となる地域の特色・特色等について記載してください。</p> <p>・農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策と連携した取組である場合には、農山漁村振興交付金の活性化計画を添付してください。</p> <p>・地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に基づく地域再生計画と関連する場合には、地域再生計画を添付してください。</p>

3. 事業実施計画(取組内容)

(1) 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2. の課題を踏まえて、本事業で取り組む事項等を記載してください。 																				
(2) 事業内容	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の全期間の取組や実施手順、スケジュールの概要、事業実施手法について記載してください。 ・取組に参加する予定の個々の活動組織と想定される活動内容や役割分担等について記載してください。取組活動がどのように成果目標に結びつくのか記載してください。 <p>【1年目：〇〇年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目ごとの取組内容、実施主体、関係活動組織、外部関係者、期待される成果を記載してください。予定する事業実施期間の全期間にわたって年度ごとに記載してください。 ・当該年度については詳細に記載してください。過年度については実績を記載し、計画との主な変更点・内容等を記載してください。次年度以降については、見込みを記載してください。 ・当該年度への予算措置が次年度以降の予算措置を約束するものではありません。このことも踏まえ効果的な事業内容を検討してください。 <p>【2年目：〇〇年度】</p> <p>【3年目：〇〇年度】</p>																				
(3) 事業目標 (成果指標等)	<table border="1" data-bbox="384 1023 1474 1202"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現在 (〇〇年度)</th> <th>1年目 (〇〇年度)</th> <th>2年目 (〇〇年度)</th> <th>事業目標の 達成年度 (〇〇年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(販売額に関する指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(雇用に関する指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(商品開発数等の上記以外の指標)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業目標に関する成果指標の選定の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業による取組を代表する指標をいくつか設定し、その妥当性を記載してください。 ・販売額・雇用に関する指標は少なくともいずれか1つは必須とし、取組内容に応じ、活動数、活動参加人数、地域資源を用いた商品の開発実践数、購入者数等の指標を設定してください。(販売額及び雇用についてそれぞれ指標を設定することが望ましいです。) <p>【目標値設定の考え方、増加割合の根拠となるデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定した指標について、関連する指標の全国値の増加率や事業実施地域の現状、事業の内容等を考慮し、増加割合の目標を設定してください。 ・その際に利用したデータ及び出典を記載(別紙可)してください。 ・事業目標の達成年度は、事業開始年度から起算して3年目を基本とし、その欄に目標値を記載してください。また、それまでの毎年度の達成目標を記載してください。 <p>【目標値の確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設定した目標値等の確認方法を具体的に記載してください。 	指標	現在 (〇〇年度)	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	事業目標の 達成年度 (〇〇年度)	(販売額に関する指標)					(雇用に関する指標)					(商品開発数等の上記以外の指標)				
指標	現在 (〇〇年度)	1年目 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	事業目標の 達成年度 (〇〇年度)																	
(販売額に関する指標)																					
(雇用に関する指標)																					
(商品開発数等の上記以外の指標)																					
(4) 事業完了後に期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施が山村の地域経済にどのようなインパクトを与えるのか記載してください。 																				
(5) 事業完了後の持続性・自立性等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施結果が自立的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載してください。 ・事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載してください。 																				

4. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

1年目(〇〇年度)の取組事項と経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1)地域資源の賦存状況・利用形態等の調査					※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。 ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2)地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成					
(3)地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組					
合計					

2年目(〇〇年度)の取組事項と概算経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1)地域資源の賦存状況・利用形態等の調査					※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。 ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2)地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成					
(3)地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組					
合計					

3年目(〇〇年度)の取組内容と概算経費					単位:千円
取組事項	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	市町村費 ③	その他 ④	備考
(1)地域資源の賦存状況・利用形態等の調査					※ 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体と事業名を記載してください。 ※ 自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記載してください。 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記載してください。
(2)地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成					
(3)地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組					
合計					

別紙様式第4号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

市町村長又は地域協議会代表者名 印

令和〇〇年度 年度別山村活性化対策事業実施計画の提出について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第6の1の(6)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第5号

番
年 月 号
日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

令和〇〇年度 山村活性化対策事業実施計画(変更)の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第6の1の(7)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

農山漁村振興推進計画
(商談会開催事業)

事業実施主体名

1. 事業実施主体

事業実施主体(団体)名(注1)	所在地(都道府県・市町村)
代表者氏名	代表者住所及び連絡先
	〒 TEL Fax E-mail
事務局	事務局所在地及び連絡先
	〒 TEL Fax E-mail

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

- 事業実施体制図(運営責任者(プロジェクトマネージャー)を必ず記載すること)
(※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。)
- 事業計画の概要を必ず添付すること。

4. 事業実施における全般的な現状と課題等

現状と課題	
取組目標	
期待される効果	
その他	

事業実施計画
(商談会開催事業)

事業実施主体名 _____

1. 事業計画(取組の内容)

取組内容	
------	--

2. 経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金 等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名 印

令和〇〇年度農山漁村振興交付金(山村活性化対策)の交付決定前着手届

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第6の4の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

- 1 事業名 (注)農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領第2の事業名を記入すること。
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ないこと。

別紙様式第10号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

市町村長又は地域協議会代表者名 印

令和〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第9の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

令和〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価書

1. 事業名

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

・事業目的

・事業費・交付額(単位:円) 事業費 0円 交付額 0円

・事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他事項

5. 事業実施結果

・目標達成状況

指標	目標値	実績値	達成率
・販売額、雇用等に関する指標			

(計測方法)〇〇

・所見

--

別紙様式第12号

番
年 月 号
日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

令和〇〇年度 山村活性化支援交付金事業実施評価の報告について

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第9の1の(4)の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体代表者名 印

令和〇〇年度 山村活性化支援交付金完了報告書

農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農村振興局長通知)の第10の規定に基づき、報告します。

事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇〇年度～		